

平成28年度通所リハビリテーション指摘事項一覧

3事業所

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	費用徴収	○利用者との連絡等に使用する事務用品につき、利用者から代金として徴収している事例がありました。利用者から負担を求めることができる費用について再度確認するとともに、今後不適切な費用を徴収しないようにしてください。	都条例第111号第145条で準用する第104条第3項、都条例施行要領第3の7の3(6)で準用する第3の6の3(3)②、22福保高施第2016号 別紙2 第2の1(1)	1
2	実施状況、評価	○指定通所リハビリテーションの実施状況及びその評価の記録が確実に残されておらず、利用者又は家族への説明も行われたことが確認できませんでした。実施状況及び評価の記録を確実に行うとともに、利用者又は家族への説明を行い、記録に残してください。	都条例第111号第142条第4項、都条例施行要領(居宅サービス)第3の7の3(3)③	1
3	定員の遵守	○利用定員を超えてサービス提供を行った日がありました。災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供することは認められていませんので正してください。	都条例第111号第145条で準用する第108条	1
4	事故報告	○事故発生について区への報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告をしてください。	都条例第111号第145条で準用する第39条第1項	1
5	リハビリテーション マネジメント加算	○利用者の訪問拒否があったことにより、居宅を訪問しての診療、運動機能検査、作業能力検査等を実施していませんでした。適切な加算算定となるよう、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表7注6イ、老企第36号第2の8(9)、老老発0327第3号通知	1
6		○初回の評価をサービス提供の開始から約1か月後に行っていました。初回の評価は、サービス提供の開始からおおむね2週間以内に適切に行ってください。		2
7	短期集中個別リハ ビリテーション実施 加算	○短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定にあたっては、リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定していることが必要です。しかしながら貴事業所においては、上記5によりリハビリテーションマネジメント加算Ⅰを算定できなくなった期間が生じたため、短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定できない事例が生じました。適切な加算算定となるよう、介護給付費及び利用者自己負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表7注7 老企第36号第2の8(10)	1
8		○個別リハビリテーションを集中的に実施していない(1日40分以上実施していない)にもかかわらず、当該加算を算定している日がありました。ついては、正しい加算算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。		1
9	中重度者ケア 体制加算	○指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供にあたる看護職員が1名以上配置されていることが勤務表で確認出来ませんでした。看護職員が適切に配置されているか勤務表上明らかにしてください。	厚告第19号別表7注16ハ、老企第36号第2の8(18)④、都条例第111号第145条で準用する第103条第1項、都条例施行要領第3の7の3(6)で準用する第3の6の3(2)①	1